

後期アッバース朝の私領地 における國庫の取り分

——『宰相史』の記述を中心に——

清水 和 裕

- 1 は じ め に
- 2 脱穀場における穀物分配のあり方
- 3 ムカーサマにおける取り分の變更と書記の規則
 - (1) カティーアとイスターン
 - (2) ムカーサマの比率變更
- 4 國庫の取り分に對する政治的正當性の對立
 - (1) 國庫の取り分の凍結と追徴
 - (2) 正當性の對立と書記術
- 5 お わ り に

1 は じ め に

西暦10世紀頃より始まる解體期のアッバース朝支配體制において、租稅收入の確保は非常に大きな課題であった。特に、賣買、開墾、寄進、圍い込み等の手段によって成立した私領地(ダイア *day'a*)の擴大は、それらの私領地における租稅、すなわち國庫の取り分 *ḥaqq bayt al-māl* の徴收問題を引き起こすこととなった。

カーエン Cl. Cahen, ラムトン A. K. S. Lambton らによれば、軍事イクター施行以前のアッバース朝體制下においては、所有權を授與された小規模なカティーア *qaṭī'a* と呼ばれる私領地とともに、有力者のもとにダイア *day'a* と呼ばれる私領地が形成され、それらのダイアは一般農地の圍い込み *ḥawz* や新規の開墾、弱小農民からの保護を求めての土地の寄進 *taljī'a*, そして購入などの手段によって大私領地化していった。さらに、有力者たちはこれらのダイアにおける徴稅を逃れるべく、それらの土地をタスウィーグ *taswīgh* と呼ばれる

免稅特權地やムカーター *muqāṭa'a*, イーガール *ighār* と呼ばれる定額拂いの減稅地に轉換することを試みた。また徵稅作業自體も徵稅請負契約 *ḍamān* によって徵稅請負人 *ḍāmin* に委任され、政府の徵稅官 *ʿāmil* はその能力を失っていった。さらに、地方レベルにおいては地方有力者が實力をもって割據し、中央政府に對する稅の送金を停止し、またムカーターの承認を受けて僅かな額の送金をするのみとなった、と考えられている⁽¹⁾。さらにカーエンらは、このようなタスウィーグとイーガールの延長として、軍事イクターの成立をとらえているのである⁽²⁾。

しかし、以下に多くの例を見るように、少なくともイラクを中心とする地方においては、アッバース朝國家の、私領地に對する徵稅能力を單純に過小評價することは妥當ではない。大土地所有者が徵稅を逃れようと試みる一方で、ごく一部の短期的な例外をのぞく全ての私領地においては、國家の取り分が指定され、その徵收努力がなされていたのである。にもかかわらず、このような私領地における租稅の徵收が、現實にどのように決定され、どのような形態で行われていたかについては、あまり大きな關心をよんでこなかった。

そこで本稿においては、私領地における國庫の取り分の徵收のあり方に着目し、それを通してアッバース朝國家と私領地、政府官僚と私領主の相互關係の考察を試みたい。

アッバース朝の財政問題については、フォン・クレーマー A. F. von Kremer

(1) Cahen, Cl., "L'Évolution de l'iqṭā' du IX^e aux XIII^e siècle. Contribution une histoire comparée des sociétés médiévales", *Les Peuples Musulmans dans L'histoire Médiévale*, Damas, 1977, pp. 231-269 (カーエン著、渡邊金一・加藤博譯『比較社會經濟史』創文社、1988年); al-Dūrī, 'Abd al-'Azīz, *Ta'rikh al-'Irāq al-Iqtisādī*, Bayrūt, 1986; idem., "The Origins of Iqṭā' in Islam", *Abḥāth*, 22, 1969; Lambton, Ann K. S., *Landlord and Peasant in Persia*, London-New York, 1953 (岡崎正孝譯『ペルシアの地主と農民』岩波書店、1976年); idem., "Refractions on the Iqṭā'", *Arabic and Islamic Studies in Honor of H. A. R. Gibb*, Leiden, 1965; Becker, C. H., "Steuerpacht und Lehnswesen", in *Islam Studien*, Hildesheim, 1967, pp. 234-247; Sato, T., *State & Rural Society in Medieval Islam*, Leiden, New York, Köln, 1997 (佐藤次高『中世イスラム國家とアラブ社會』山川出版社、1986); 嶋田襄平『イスラムの國家と社會』岩波書店。

(2) Cahen, Cl., op. cit., pp. 231-269; Elad, A., "Two Identical Inscriptions from Jund Filasṭīn from the Reign of the 'Abbāsīd Caliph, Al-Muqtadir", *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, vol. 35, 1992.

とメッツ A. Mez によって、その基礎的な研究がなされている。その後、レッケガールド F. Løkkegaard, ドゥーリー ‘Abd al-‘Azīz al-Dūrī が研究を深め、また、森本公誠氏の財政研究も極めて優れた内容である⁽³⁾。しかし國家と私領主の関係については、まだ明らかにされていないことも多く、また、特にレッケガールドの研究は膨大な厚みをもつ一方で、その記述には具體性が乏しく、カーエンによっても not uniformly reliable と評されるなど⁽⁴⁾、再検討を要する点も多い。

史料に関しては、使い古された史料ではあるものの、ヒラル・アッサービー Hilāl al-Šābī の『宰相史 Ta’riḫ al-Wuzarā’』とミスカワイフ Miskawayh の『諸民族の経験 Tajārib al-Umam』が後期アッバース朝の財政に関するもっとも重要な史料であることに変わりはない。これを補完するものとしてハマザーニー al-Ḥamadhānī の『タバリー史補完 Takmila Ta’riḫ al-Ṭabarī』などの年代記史料や、タヌーヒー al-Tanūkhī の『講話の反芻物 Nishwār al-Muḥādara』などの逸話史料を用いることが可能である。

一方、ホワーリズムー al-Khuwārizmī 『知識の鍵 Mafātiḥ al-‘Ulūm』、クダーマ・ブン・ジャーファル Qudāma b. Ja’far 『ハラージュと書記術の書 Kitāb al-Kharāj wa al-Šinā’a al-Kitāba』、ブーズジャーニー al-Būzjānī 『書記と徴税官のための数学知識 Fī mā Yaḥtāj ilay-hi al-Kuttāb wa al-‘Ummāl min ‘Ilm al-Ḥisāb』、著者不明の『数学における幻惑者の書 Kitāb al-Ḥawī fī al-Ḥisāb』などの書記術に関する著作は、当時の具體的な徴税理論を知る上で貴重な情報を提供する。その際、これらをマーワルディー al-Māwardī 『統治の諸規則 Ahkām al-Sulṭāniya』やアブー・ユースフ Abū Yūsuf 『ハラージュの書 Kitāb al-Kharāj』といった法學理論の書と明確に分けて用いることが重要である。後述のように、法學理論と書記術の理論は微妙なずれを有しているの

(3) von Kremer, A. F., “Über das Einnahmehudget des Abbasiden-Reiches vom Jahre 306H. (918-919)”, *Denkschriften der Kaiserlichen Akademie der Wissenschaften, Philosophisch-Historische Klasse*, 1888; Løkkegaard, F., *Islamic Taxation in the Classic Period*, Copenhagen, 1950; Mez, A., *Die Renaissance des Islams*, Heidelberg, 1922; al-Dūrī, ‘Abd al-‘Azīz, *Ta’riḫ al-‘Irāq al-Iqtisādī*; 森本公誠『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』岩波書店, 1975年。

(4) Cahen, Cl., BAYT AL-MAL, in *Encyclopaedia of Islam*, new ed., Leiden, 1986, vol. I, p. 1147.

である。

2 脱穀場における穀物分配のあり方

まず、この時期の私領地における穀物の分配のあり方を、具体的に眺めてみよう。

アッパース朝においては、國家の取り分であるハラージュ（土地税）の徴収法は、ムカーサマ制 *muqāsama* とミサーハ制 *misāḥa* によっていた。

ムカーサマとは、基本的にはサワード地方を中心に行われた産額比率制のハラージュの徴税法であり、國家が個別に定めた比率の穀物 *ghalla* を現物で徴収する。これはアッパース朝に入って、カリフ・マンスール *al-Manṣūr* によって採用された徴税法である。一方、他の地域では現金納である土地測量制のミサーハ *misāḥa* が施行されていた。この場合、測量官 *massāḥ* が土地を測量し、その土地の面積と灌漑法や穀物の種類に應じた税額が課され、納税者が選定したジャフバズ *jahbadh* と呼ばれる貨幣取扱人によって徴収された⁽⁵⁾。徴税官は、このジャフバズから換金済みの税額を受け取ったのであり、農民の支拂うハラージュには、税本體であるタスク *ṭasq* の他、ジャフバズの手数料 (*ḥaqq al-jahbadha/al-rawāj*) と土地測量人の手数料 (*ḥaqq al-misāḥa/al-āyīn*) が加えられている⁽⁶⁾。

ムカーサマ制の場合には、徴税対象となる穀物の分配は、政府や領主の所有する脱穀場 *baydar* でおこなわれた。その場合、ダイアの規模や所有の単位は脱穀場の数で表され、それぞれが固有の名稱を持っていた。

(5) *al-Būzjānī*, pp. 202-329; *Tārikh-i Qumm*, pp. 151-190; Løkkegaard, op. cit., pp. 108-128; Lambton, op. cit., pp. 33-49; idem., “An Account of the *Tārikh-i Qumm*”, *BSOAS*, 12, 1948; *al-Dūri*, *Ta’rikh al-‘Irāq al-Iqtisādī*, pp. 182-185; 森本公誠『エジプト税制史』425—429頁。

(6) タスクについては、*al-Būzjānī*, pp. 279, 284-301; *al-Hāwī*, pp. 32, v-41. f. 嶋田襄平氏はタスクを「直接生産者としての農民が地主または村落の代表者に納める租税・地代のすべてを意味した（嶋田襄平『初期イスラーム國家の研究』中央大學出版部、1996年、229頁）」とされるが、明らかにタスクは國家の取り分であるハラージュ本體とその額を示しており、私領主の取り分を無視した氏の結論は受け入れがたい。またブーズジャーニーや *Mafātih*, p. 59 に示すように、タスクは元來はジャリーブ毎に課せられるミサーハ制の土地税であった。

宰相カースィム・ブン・ウバイドゥラー al-Qāsim b. 'Ubayd Allāh の時代に、ワースィトにおけるイブン・アルフラート Ibn al-Furāt 兄弟のダイアを監査したイブラーヒーム・ブン・イーサー Ibrāhīm b. 'Īsā によれば、彼らは御上のダイア *ḍiya' al-sulṭān* を蠶食して自分たちの私有地 *amlāk-humā* に加えており、その数は脱穀場にして30数カ所、そのうちユフディー al-Yuhūdī として知られる脱穀場は、約5萬ディルハムの収益 *irtifa'hu* を挙げていた⁽⁷⁾。イブン・アルフラート兄弟とは、アッバース朝第18代カリフ・ムクタディル al-Muqtadir の時代に3度にわたって宰相に任ぜられたアブー・アルハサン・イブン・アルフラート Abū al-Ḥasan 'Alī b. al-Furāt (以下イブン・アルフラートと記述) と、その兄で、やはり有力な書記官僚であったアブー・アルアッバース・イブン・アルフラート Abū al-'Abbās Aḥmad b. al-Furāt (以下アブー・アルアッバースと記述) の兄弟であり、ともにこの時代を代表する高級官僚である。

政府の徴税官による収穫穀物の査定 *ḥazr* もまた、脱穀場ごとに行われ、その報告書 *darj* にはそれぞれの脱穀場の名称とムカーサマの分配比率、そして比率等に変更がある場合にはその旨の注が記されていた⁽⁸⁾。バグダード周辺のバドリヤー地区にいたあるシャイフは、自分の脱穀場における分配比率を有利にしたことをアブー・アルアッバースに非難されたが、「どの慣行 *sunna* に従ってこの脱穀場のムカーサマを行ったのか」と問われると「あなたが所有されている某脱穀場 *al-baydar al-furānī*, 某脱穀場」とカリフの特別地区にある10箇所の脱穀場の名を挙げていった。これらはアブー・アルアッバース本人が蠶食し自分のダイアに加えてしまっていたので、アブー・アルアッバースは何も反論ができなくなってしまったという⁽⁹⁾。このように分配比率は、脱穀場ごとに異なっていた。

(7) *al-Wuzarā'*, p. 151.

(8) *al-Wuzarā'*, p. 220.

(9) *al-Wuzarā'*, p. 277. 御上の特別地区である地域 *tasāsij min khawāṣṣ al-sulṭān* の表現は *al-Wuzarā'*, p. 276 にも「御上の特別地区 *khawāṣṣ al-sulṭān*」の表現がみられる。おそらく「公の國庫 *bayt al-māl al-'amma*」に對して、カリフの私的な豫算である「私の國庫 *bayt al-māl al-khāṣṣa*」に國庫の取り分が送られる徴税区であると考えられる。

私領地における政府の徴税官の仕事には季節ごとに、耕作地の整備 ‘imāra, 栽培段階での豫想される収穫量の見積もり taqdir, 収穫した穀物の集積 tash-bih, 収穫穀物の具体的な算定 ḥazr などが存在する⁽¹⁰⁾。また、収穫された穀物は穀物倉庫 al-kindūj に集積され、國庫の取り分を確保するために、農民が近づくことは許されず、徴税官によって監視下におかれることもあった⁽¹¹⁾。

イブン・アルフラート兄弟の私領ではファドル・ブン・アルハサン・アルワースィティー al-Faḍl b. al-Ḥasan al-Wāsiṭī という人物が穀物賣却を擔當しており、彼のグラームたちがシャベル係 al-raffāsh であったという。実際の穀物の分配はこのようなグラームたちが行っていたのであろう。分配された穀物はワースィティーのような人物によって賣却され、現金化された。ワースィティーの死後、彼の職務はこれらのグラームの一人に引き継がれている⁽¹²⁾。

また國庫の取り分も徴税官によって賣却されたが、このような賣却に関する問題は森本公誠氏の研究に詳しい⁽¹³⁾。ヒジュラ暦310年代初頭のディヤール・ラビーウ Diyār Rabī’ では政府の穀物賣却が通常の限度を超えた不正な額で行われ、その購入を強いられた御用商人たちがマザーリム maẓālim 法廷に訴えを起こしている⁽¹⁴⁾。また逆に、これは果實の例であるが、クーフアの徴税官が、栽培民にハラージュとしての果實を交易所に運んで賣却するように強制し、その金額をハラージュとして徴収したが、賣却の際の損益差額をハラージュ未納分としてさらに徴収したため、これもマザーリム法廷に訴えられている。宰相はこのようなハラージュ徴収をやめて、果實も穀物同様ムカーサマで（現物

(10) *al-Wuzarā’*, p. 276. ḥazr に関しては栽培段階での見積もり（ここでの taqdir）を意味するというのが一般的であるが、「収穫物の集積がすでに行われているので、すぐに ḥazr をしないわけにはいかない qad shabbahat al-ghallāt wa mā tafsud illā bi al-ḥazr」とあるように、ここでは明らかに、収穫後の査定のことを指して使われている。cf. *al-Kharāj*, p. 108; *Mafātīḥ*, p. 61; Bosworth, C. E., “Abu ‘Abd Allah al-Khuwarazmi on the Technical Terms of the Secretary’s Art.” *JESHO*, vol. 12, 1969; el-Samarraie, H. Q., *Agriculture in Iraq during the 3rd. Century, A. H.*, Beirut, 1972, pp. 129-133.

(11) *al-Wuzarā’*, pp. 150, 378; *Nishwār*, VIII, pp. 123-124.

(12) *al-Wuzarā’*, p. 234.

(13) 森本公誠『エジプト税制史』422—432頁。

(14) *al-Wuzarā’*, p. 363.

(15) *al-Wuzarā’*, p. 386.

を) 徴収するよう命じた⁽¹⁶⁾。このような分配や運搬の際に國庫の取り分の穀物がこぼれ落ちた場合、その損失を埋める義務は脱穀場主にあり、その支拂方法は借り入れ種子と同じく一括拂いであったという⁽¹⁷⁾。

一方、私領主と小作農民の取り分に目をむけると、イブン・アルフラートは自分のダイアの代官 *wakīl fi ḡay‘at-hu* に對して、「ムカーサマ *al-muqāsama* の穀物は我々の取り分を多くせよ。それは我々のものでアッカール *akkār* のものではない *inna-hā la-nā dūna al-akkār*。冬作の野菜 *al-shatawī* は等分にせよ。それは我々のものであり、アッカールのものである *la-nā wa li al-akkār*。夏作の野菜 *al-ṣayfī* は(我々の取り分を) 少なくせよ。それはアッカールのものであり、我々のものではない *li al-akkār wa dūna-nā*」と指示したという⁽¹⁸⁾。ここで、アッカールとは小作農民のことであり、國庫の取り分と私領主の取り分に對して小作農民の取り分は *ḥaqq al-akkār* と呼ばれた⁽¹⁹⁾。つまり、この指示は私領主の取り分と小作農民の取り分を示しているのである。そしてここから、穀物に對する領主の所有権の概念がみられることや、穀物以外の副作物にも領主の取り分があったこと、さらにその取り分の設定が、領主の意志によったことがわかる。

このような穀物分配の具體的な場は、次の逸話にみられるように、ときに極めて殺伐とした雰囲気につつまれたようである。すなわち、ワースィトの徴税請負人出身で宰相になったハーミド・ブン・アルアッパースは、前宰相イブン・アルフラートに對する審問において彼を痛罵したが、イブン・アルフラートはこれを受け流していさめた。「一體どうしたことだ、ハーミドよ。何を血迷っているのだ。おまえがいるのは、いつもおまえが分配を行う脱穀場ではなく、おまえが罵り、髭をむしり、殴りつけるアッカール(小作農民)や、おまえがそいつの持ち馬の頭を切って、そいつの首から吊り下げる徴税官 *‘amil* の

(16) *al-Wuzarā’*, pp. 364–365.

(17) *al-Wuzarā’*, p. 238.

(18) 佐藤次高『アラブ社會』46頁註38。 *al-Būzjānī*, pp. 316–323.

(19) *al-Wuzarā’*, p. 105. *Miskawayh*, I, p. 133 では、「ここは宮殿であって、おまえがよく知っていて、穀物を分配する脱穀場ではない。相手は、いつもおまえが罵っているアッカール(小作農民)やおまえが殴っている徴税人ではないのだ」と語っている。

ところではないのだぞ」⁴⁹

穀物の分配においては、政府の徴税官、領主、小作人の三者が、それぞれの取り分を確保するべく積極的な努力を行った。その際、個々の穀物場に定められた國家の取り分の配分率を確定する根據となったのは、以下に検討する「書記の規則」であった⁵⁰。

3 ムカーサマにおける取り分の變更と書記の規則

(1) カティーアとイスターン

ダイアの問題を考える上で、もっとも基本的な問題がダイアとカティーアの関係である。これについて、「初期イスラーム時代、両者は同一のものの別々の面を呼ぶ名稱であったが、後に軍事イクター制が一般化すると、古い種類の土地所有をダイアと呼ぶのがふつうになった」とするカーエンに對して、嶋田襄平氏は「同一の土地をある場合にはカティーア、他の場合にはダイアと呼ぶことはない。つまり用語上、概して両者は注意深く區別されている。」と述べて、「カティーアは常に上級者からの授與によって成立するが、ダイアは必ずしも授與を必要とせず、むしろ授與によって成立するダイアは例外的である」と主張されている⁵¹。

残念ながら、嶋田氏は具體的な用語例を提示されないため、検討対象となった時代を知ることにはできないが、少なくとも本論文の扱う範囲においては、嶋田氏の主張は誤りであると言わざるを得ない。そのことは「彼のダイアはカティーアである *inna ḍay'ata-hu qaṭi'atun*」⁵² という表現を挙げるだけで十分證

⁴⁹ 拙稿「書評：嶋田襄平『初期イスラーム國家の研究』」『史學雜誌』第106編第12號、1997年、91—93頁及び「アップース朝期法學史料における土地のラカバと用益權」『史淵』第135輯、1998年、17—18頁において論じたように、歴史學的には、穀物の分配は、國庫の取り分であるハラージュを、領主と小作人のどちらが負擔するかという法學的な議論と関わっていた。しかし、このような穀物分配の具體的な場においては、ハラージュを領主が支払うか小作人が支払うかという議論はほとんど意味がなかったであろう。政府の徴税官としては、自分の擔當する分配を具體的な穀物として確保すればよく、あとは私領主と小作農民の問題であったと考えられる。

⁵⁰ 嶋田襄平『初期イスラーム國家』180頁。

⁵² *al-Wuzarā'*, p. 182.

明されるであろう。ヒジュラ暦4世紀／西暦10世紀初頭においては、カティーアとは上級者から授與された小規模な封土を示す以外に、ダイアの属性を意味することがあったのである。

レккеガールドは、この問題について、ムカーサマの規約に、カティーア al-qaṭī'a とイスタン istān という配分率が存在し、その率が變動することを指摘している²³。彼によれば、カティーアの税額は「カティーアのムカーサマ muqāsama al-qaṭī'i」という言葉が示すように、ムカーサマで算定されていたのである。

『書記と徴税官のための数学知識』を著した数学者ブーズジャーニーは、サワード地方の國庫の取り分について以下のように述べている²⁴。

「ムカーサマについて行われていることは2種類に分けられる。ひとつはイスタン al-istān であり、これは半分 al-nisf が彼（土地の所有者 arbāb al-arāḍin）から徴収される。もうひとつはカティーア al-qaṭī'a であり、これはその所有者が10分の1 al-'ushra で運上するものである」²⁵

すなわちブーズジャーニーによれば、サワード地域周辺の國庫の取り分には、ムカーサマの穀物納 ghalla muqāsama と現金納 waraq mawzūn があり、ムカーサマは、2分の1のイスタンと10分の1のカティーア、さらに御上の配慮によってイスタンを軽減したりウシュル（十分の一税）を加増する場合がある。一方、現金納の場合には、ミサーハのハラージュと、イブラ al-'ibra で徴収されるムカーター al-muqāṭa' があり、イブラ徴収の場合はムカーサマと同じく、完全なイスタン al-istān al-tāmm とウシュルのカティーア（イスタンのハラージュの5分の1） al-qaṭī'a al-mukhāmmaṣa min kharāj al-istān, そして、その中間でイスタンが軽減されるかウシュルが加増される場合があ

²³ Løkkegaard, op. cit., pp. 87-91.

²⁴ Suter, H., ABŪ'L-WAFĀ' AL-BŪZADJĀNĪ, in *Encyclopaedia of Islam*, new edition によれば、『書記と徴税官のための数学知識』は、Kitāb al-Manāzil al-Sab'a に同定される。同書の校訂本である *Ta'rikh 'Ilm al-Ḥisāb al-'Arabī*, ed. Aḥmad Slaym Sa'īdān, 'Ammān, 1971 は、校訂者が数学史を専門とするためか、al-tunnā' を al-binā (p. 204), al-istān を al-istār (p. 278) とするなど、書記用語の校訂に初歩的な誤りが多く、その使用には注意を要する。

²⁵ *al-Būzjānī*, p. 278. ウシュル（十分の一税）は 'ushr と表記されるが、引用部だけでなく、*Qudāma*, p. 218 にも 'ushra の使用例がみられる。

った⁶⁸⁾。

このようにカティーアと對比される属性はイスタンと呼ばれている。これはダイアにおける國庫の取り分についても適用され、「某氏のダイアはカティーア *ḡay'a al-furāniya qat'i'a* であるが、その地方の徴税官が彼に對して、そこがイスタンであると主張した *idda'ā inna-hā istān*」⁶⁹⁾ などと言われている。

そこで、この場合のカティーアとイスタンとは、それぞれどのような内容をもつ言葉なのであるかを検討しなければならない。

ブーズジャーニーの示すように、イスタンとはムカーサマの國庫の取り分すなわちハラージュの割合であり、その比率は2分の1である。イスタン自體の語源はイスラーム以前のペルシアに遡り、ササン朝時代には王室領を意味していた。嶋田氏によれば、これがイスラーム時代においては「地方の中心都市または大村落の周圍に展開される農業地帯を意味し、そのことから、政府のハラージュ徴収の対象の地として徴税區を意味するようになった」のである⁷⁰⁾。おそらく、このイスタンにおけるムカーサマのハラージュの配分率を示す概念が、「配分率としてのイスタン」なのであろう。

これに對して、ブーズジャーニーの語るカティーアとは、ムカーサマの國庫の取り分の10分の1の比率を示す。

一般的に理解される分與地としてのカティーアとは、カリフによって分與され、被授與者が所有權をもつ私領地のことである。その地はハラージュを免除されるが、ザカー *zakā* (救貧税) としてのウシュル (十分の一税) を課される⁷¹⁾。カティーアは元來、死地、荒廢地、無主地、舊ササン朝王領地などがカリフによって分與されることから成立し、すでにカリフ・ウスマーンの時代から行われたとされる⁷²⁾。マーワルディーは、このようなカティーアを、法學的に所

⁶⁸⁾ *al-Būzjānī*, p. 278. イブラとは、その土地の期待される収入額のこと。cf. *Mafā-tīḥ*, p. 60; Bosworth, C. E., op. cit., pp. 135-136; *Miskawayh*, I, pp. 70-71.

⁶⁹⁾ *al-Wuzarā'*, p. 182.

⁷⁰⁾ 嶋田襄平『初期イスラーム國家』224—225頁。

⁷¹⁾ *al-Māwardī*, pp. 145-153, 239-244; 嶋田襄平『初期イスラーム國家』10, 37, 164, 179頁; Grohmann, 'USHR in *Encyclopaedia of Islam*, 1st. edition; Cahen, Cl., op. cit. pp. 232-235; カーエン『比較社會經濟史』44—48頁; Lambton, A. K. S., *Landlord and Peasant in Persia*, pp. 19-21; ラムトン『ペルシアの地主と農民』17-18頁。

⁷²⁾ 嶋田襄平氏はウマルの時代にすでにカティーアが授與されていたと指摘している。

有イクター *iqṭā' al-tamlīk* と規定し、後の軍事イクターである 稅收イクター *iqṭā' al-istighlāl* と對比した⁸¹⁾。

ラムトンや嶋田氏はカティーアはダイアに比べて概して規模が小さいとする⁸²⁾が、宰相アッバース・ブン・アルハサンがムクタフィーに授與 *aqṭa'a* された大規模なダイア（アッバースィヤ・ダイア *al-diyā' al-'Abbāsiya*）が⁸³⁾、後に「宰相のイクター *iqṭā' al-wuzarā'*」として代々の宰相に受け継がれていくなど、カティーアの規模を判断することは困難であろう⁸⁴⁾。またこの宰相のイクターの事例をみても、4/10世紀においてはカティーアがダイアに含まれることは明らかである。

しかし、このような「私領地としてのカティーア」と、レッケガールドの指摘する「ムカーサマの配分率としてのカティーア」は、ともにウシュルを支拂うのであり、現實には同じ土地を示すにも関わらず、その概念は大きく異なっている。そして、このずれは、國庫の取り分としてのウシュルの性格に由來するのである。

マーワルディーら法學者の規定するカティーアのウシュルはザカーである。そして、從來あまり指摘されなかったことであるが、法學的にはザカーはあくまで租稅とは異なるものであって、ハラージュの徵稅官ではなくザカーの徵收官が徵收する。その使用もあくまで貧者等の法學的に規定された人々のために、規定された目的にしか使用できない。ハラージュとザカーは必ず獨立して扱われねばならないのである⁸⁵⁾。

しかし、この時代のカティーアにおけるウシュルの徵收にあたって、そのような様子は全くうかがわれない。ブーズジャーニーが双方を國庫の取り分として敘述するように、徵稅の現場においても、カティーアのウシュルは徵稅官が徵收したものとみられる⁸⁶⁾。バスラ周邊のアラブの土地のサダカや、タリー

『初期イスラーム國家』218頁。

81) *al-Māwardī*, pp. 239–244. 稅收イクターの性格については、前掲拙稿「アッバース朝法學史料における土地のラカバと用益權」も參照されたい。

82) 嶋田襄平『初期イスラーム國家』181, 198頁。

83) *al-Wuzarā'*, pp. 29, 182, 260, 284–285, 306, 311; *Miskawayh*, I, pp. 70–71, 152–153, 155, 159, 245; *Takmila*, pp. 250–251.

84) *al-Māwardī*, pp. 145–153.

85) *al-Wuzarā'*, pp. 182–183, 242.

ク・ホラーサーン地区のウシュルがハラージュ廳に管轄されているのも、それを裏付けよう⁸⁶⁾。

この法學理論と現實との違いを考える上で注目されるのが、前出のブーズジャーニーにも言及されている「イスターンのハラージュの5分の1，すなわち元の10分の1（ウシュル）のカティアア」という論理である⁸⁷⁾。

同様の論理はクダーマ・ブン・ジャーファルの『ハラージュと書記術の書』にもみることができる。ちなみに、以下で、タスクとは土地税の本體、アンワ地とは大征服の際に武力征服をされた土地であり、この場合には、國家の所有地としてムスリム全體のためにワクフとされ、地代としてのハラージュ支拂いを義務づけられた土地を意味する⁸⁸⁾。

「タスク *ṭasq* はアンワの土地 *arḍ 'anwa* の穀物に課されるが、これはイスターンの課税 *wadī'a al-istān* である。イマームがこの土地をウシュル課税地 *al-ta'shīr* に變える *naqala* ときには、タスクから5分の1をとり、それをその土地に課す。これは書記の規則 *ḥukm kuttābī* であり、法學の根本 *uṣūl al-fiqh* に戻す *mardūd* ことができる。というのは、アンワの土地の規則は、そこにイスターンのタスクを課すことであり、それは半分である。ここから5分の1をとるということは、全體からウシュル（10分の1）をとるということになる。というのは、半分の5分の1は、全體の10分の1だからである」⁸⁹⁾

またバラズリーによれば

「サワードの民に對して、今まで測量 *yumsaḥ* が行われていたミサーハ *al-misāḥa* に代わって、ニスフ *al-nisf*（半分）でムカーサマが行われたと

⁸⁶⁾ *al-Wuzarā'*, pp. 185, 187.

⁸⁷⁾ *al-Būzjānī*, p. 278; *al-Dūrī*, op. cit., p. 184.

⁸⁸⁾ アンワ地については、『初期イスラーム國家』288—345頁の他, Morony, M. G., "Landholding in Seventh-Century Iraq" in Udovitch, A. L. ed., *The Islamic Middle East, 700-1900*, Princeton, 1981; Schmucker, W., *Untersuchungen zu Einigen Wichtigen Bodenrechtlichen Konsequenzen der Islamischen Eroberungsbewegung*, Bonn, 1972, および前掲拙稿を参照されたい。

⁸⁹⁾ *Qudāma*, pp. 202-203; trans., Ben Shemesh, A., op. cit., pp. 21-22, 139-140 (校訂本には校訂ミスが多いため、適宜、翻譯に附されている寫本を参照した。)；嶋田『初期イスラーム國家』222—223頁。

き、ある書記が「カティーア al-qaṭā'ī' からとられているウシュル al-'ushr は、イスタン al-istān からとられるースフの5分の1 khums al-nisf として計量されるところの10分の1 'ushr である。カティーアにおいてミサーハが行われている ジャリーブ al-jarīb (耕作地／耕作地の面積の単位) に対してもイスタンのジャリーブ jarīb al-istān からとられるフムス khums (5分の1) をとらねばならない」と言った。そして、それが實行に移された」⁽⁴⁰⁾

これらの記事から、このような論理は書記たちによって用いられた論理(書記の規則 ḥukm kuttābī) であることがわかる。クダーマが語るように、書記たちはカティーアにおけるウシュルの算定を、イスタンにおけるムカーサマの2分の1の取り分の5分の1である、と考えていた。つまり、本来、ハディース等を根據とする法學により、神の意志として定められていたザカーとしてのウシュルに對して、それをムカーサマのハラージュの延長ととらえ、そこからウシュルを算出し、ムカーサマの配分率として扱おうとする論理が、書記たちの間に現れていたのである。

このような論理が登場したことは、サワードにおけるムカーサマの施行によって、従来のハラージュとウシュルの区別が曖昧になり、徴税の現場においては、雙方がムカーサマの分配率の違いとしてしか意識されなくなったことを物語っていると思われる。この点について、クダーマは、書記術があくまで法學の枠内にあること、そして、ウシュルは單にムカーサマの分配率なのではなく、法學上のザカーであることを強調している。

「明らかに、書記術 al-kitāba は宗教の枝 furū' al-dīn のうちのひとつである。ある人々は、書記術の規則 aḥkām al-kitāba はシャリーアの規則 aḥkām al-sharī'a と異なっていると考えている。しかし、それは理性が要

(40) *Futūḥ*, p. 380 (Leiden 版 p. 272). 嶋田『初期イスラーム國家』223頁は、この記事に對して「だが、これでは何の意味をもなさない。書記はカティーアの所有者としての取り分にムカーサマで課税したかったのであるから、最後の部分は「ウスタンのジャリーブから徴収されるニスフを課す必要がある」と言ったはずである」とする。しかし、この記事はカティーアをイスタンに移行する記事ではなく、イスタンにおけるムカーサマの施行に伴い、ミサーハの行われていたカティーア(私領地)をもムカーサマ(10分の1徴収)に移行する記事であると考えられる。

請することに反している。というのは、ある物事の枝 *far‘ li shay’* であるものは、その物事と異なったものではないからである。つまり、書記術の規則はシャリーアの規則と矛盾しないのである。それどころかおそらく書記の規則が自ら明らかにするように、それは純粹に法學的な規則 *fīqhiya khālīṣa* なのであって、書記と法學者が裁定する *yaḥkumu* ものには違いがないのである。例えば、ムスリムが死地を再生する場合、書記も法學者もそこに對して、ザカーが神がもたらす收穫物にかけられ、それはウシュルであると裁定する。これについて兩者には違いがない。」⁽⁴¹⁾

つまりクダーマによれば、書記術として算定される2分の1の5分の1というムカーサマの分配率ウシュルは、あくまで法學上の私領地におけるザカーであり、その根據を「法學の根本 *uṣūl al-fīqh* に戻す *mardūd* ことができる」のである。しかし、このように、クダーマが書記術の規則と法學の規則の同一性を訴えれば訴えるほど、一般には法學の規則と異なる「書記術の規則」という概念が存在することが鮮明になる。兩者を異なる規則と考える人々すら存在したのである。

このことは、ハラージュに對するムカーサマの施行と同時に、ハラージュを支拂うダイアが成立していたこととも關係するであろう。法學的には土地の所有權を有する場合にはザカーであるウシュルを支拂う權利をもつ。しかし現實にハラージュを支拂う私領地が成立していた以上、私領地におけるウシュル支拂いの理論に代わる、何らかの現實的な對處が必要であつたと考えられる。このような、理論と現實の隙間を埋めるものが、「書記術の規則」であつた。ここでは、私領地は10分の1支拂いのカティーアと2分の1支拂いのイスターンに色分けされることとなり、さらにその増減で配分率が段階的に變化した⁽⁴²⁾。

こうして、本來、私領そのものを指す「カティーア」という用語は、書記術のレベルでは、主にダイアに適用されるムカーサマの比率（10分の1）を示すよ

(41) *Qudāma*, pp. 202-203; trans., Ben Shemesh, A., op. cit., pp. 21-22, 139-140.

(42) ムカーサマの分配率としてのカティーアとイスターンやその分配率の變動に關しては、レッケガールドとドゥーリーに言及がある。しかし彼らは、「書記術の規則」という概念の存在に氣がつかず、その論理のもつ重要性を検討することもなかった。cf. Løkkegaard, op. cit., pp. 87-91; al-Dūrī, *Ta'rikh al-'Irāq al-Iqtisādī*, pp. 182-185.

うになったのである。

(2) ムカーサマの比率変更

このように、サワード地方の國庫の取り分におけるムカーサマの比率にはカティーンとイスタンが存在したのであるが、法學的なザカー支拂いのカティーンとハラージュ支拂いの國家所有地という理論と比べて、この兩者の差は穀物の分配率の差でしかなく、一段とその距離がせばまっている。

そして、それを示すかのように、現場レベルでのカティーンとイスタンの変更が生じているのである。

先述のように「某氏のダイアはカティーン *ḡay'a al-furāniya qatī'a* であるが、その地方の徴税官が彼に對して、そこがイスタンであると主張した *idda'ā inna-hā istān*」例に關しては、イブン・アルフラートがその賣却の経緯をたどって、「このダイア *hādhihi al-ḡay'a* はズバイダのイクターのうちに *fi iqṭā' al-Zubayda* あった」のが最初であることを明らかにした。そして徴税官に對して「この地方は古くからのカティーン *min al-qatā'i' al-qadīma* である。その（本來の）規定 *rasm* でその地の徴税を行い、それを變更しようとするな *lā tu'arriḡa la-hā*」と指示した⁽⁴³⁾。

また、サワード地方のある男が「自分のダイアはカティーン *ḡay'at-hu qatī'a* であり、その規定は古くからのものである *rasm-hā qadīm*」のに、イスタンの規約 *mu'āmala al-istān* で徴税されたとマザーリム法廷に提訴した。これについて調べたところ、徴税官の前年の決算書によれば、この脱穀場にはイスタンの規約が適用されていることになっていたので、訴えは却下された。しかし、この男は再三マザーリム法廷に現れて、去年はカティーンのムカーサマ *muḡāsama al-qatā'i'* で徴収されたと主張した。遂に決算書を詳細に調べたところ、「ダイアの領主たちの敵 *ba'd a'iddā' aṣḡāb al-ḡay'a*」が、その規定 *rasm* をカティーンからイスタンへ書き換える策を弄していたことが判明した、という⁽⁴⁴⁾。

法學的には、ウシュル地とハラージュ地の性格の變更はイマームの権限であ

⁽⁴³⁾ *al-Wuzarā'*, p. 242.

⁽⁴⁴⁾ *al-Wuzarā'*, pp. 182-183; Løkkegaard, op. cit., p. 90.

る。徴税官による変更は明確な不正（ズルム *zulm*）であり、これに対してマザーリム法廷に訴えることが可能であった。しかし、カティーアとイスターンの差は穀物の配分比率の差であるという「書記術の規則」の成立は、このような不正の発生を容易にする結果を生んだものと思われる。前者では、徴税官自身によって、後者では、私領主たちの取り分の侵害を企んだ「ダイアの領主たちの敵」によって、私領地における國家の取り分の増加が試みられている。

さらに、ときにはイスターンとカティーアを変更し、その取り分の差額を賣却することもあった。317/929年には、カリフ・ムクタディルが軍の俸給を捻出するために、軍人 *al-jund* に對して大量にカリフのダイアの賣却を行った。そして「購入者に對して、彼らが購入した地の國庫の取り分 *ḥaqq bayt al-māl* を、その規約 *mu‘āmala* である10分の1のカティーア *al-qaṭā‘i‘ al-ma‘shūra* で送金するよう、購入書に明記した。また彼らの一部に、それに加えて、農民の私有地 *amlāk al-ra‘iya* における、ふたつの規約の差額分 *faḍl mā bayna al-mu‘amaratayn* を賣却した。これは、イスターンとカティーアの差額 *faḍl mā bayna al-istān wa al-qaṭī‘a* である」という⁴⁵⁾。また、320/932年には、カリフ・カーヒルがムクタディルの母のダイアを賣却したが、その際にも「ふたつの規約の差額分」が賣却されている⁴⁶⁾。

この差額に関しては、ふたつの解釋が考えられよう。ひとつは、農民の私有地⁴⁷⁾における國庫の取り分をカティーアからイスターンに増額し、その差益を賣却したとする解釋であり、もうひとつは、イスターンからカティーアに減額し、もともとイスターンの取り分を購入者に與え、購入者がカティーアの取り分を國庫に送るとする解釋である。すでにみてきたように、カティーアからイスターンに変更されることは、決してまれではないが、レккеガードは後者の理解を提示している⁴⁸⁾。

このように、ムカーサマの比率に関してイスターンとカティーアの規約を變

⁴⁵⁾ *Miskawayh*, I, pp. 199–201.

⁴⁶⁾ *Miskawayh*, I, p. 245.

⁴⁷⁾ ターニーも *al-ra‘iya* に含まれるので、この農民とは自作農とは限らない。

⁴⁸⁾ *Løkkegaard*, pp. 88–89. 一方、彼は p. 87 では規約間の差額の賣却を、イスターンの領主が金銭を支払って自領の規定をカティーアに変更することと考えており、pp. 88–89 における自らの見解と矛盾している。

更し、その差額を得ようとする動きは、政府、私領主の雙方にみられるのであるが、規約を変更するまでもなく、ムカーサマの比率を加増／軽減しようとする動きは、さらに数多くみられる。これは、ブーズジャーニーが述べるように、イスターンとカティーアの規定 *rasm* の比率そのものが、規約 *mu'āmarā* はそのままで、御上の裁量によって加増／軽減されることがあったからであり、彼はこれをカティーア、イスターンと並ぶ、第3の範疇として分類していた⁴⁹。また、事実、イスターンの比率は、完全なイスターンである2分の1で徴収されるだけでなく、それから軽減された3分の1、4分の1で徴収されることも、きわめて一般的だったのである⁵⁰。

例えば、宰相アッバース・ブン・アルハサンに對して、イブン・イーサー兄弟がアブー・アルアッバースを告發したのは、彼がカスカル *Kaskar* 等に所有するダイアで規約を変更し *ghayyara mu'āmarat-hā*, ムカーサマの比率を軽くしていた *khaffafa min muqāsamat-hā* からであった⁵¹。アブー・アルアッバースは御上の土地を蠶食して形成した私領地においても軽減したムカーサマ *takhfif muqāsama* を実行している⁵²。また、宰相アブー・アリー・アルハーカーニー *Abū 'Alī al-Khāqānī* は行政を放漫に行い、イクターやタスウィーグを安易に與え、タスクや規約を軽減し *takhfif al-ṭusūq wa al-mu'āmarāt*, 國庫の取り分に害を及ぼし *ida'a al-ḥuqūq*, 規定を切り下げては *isqāt al-rusūm* 賄路 *al-marāfiq* を取っていたという⁵³。

これらの場合は、書記官や宰相が、自分や他人の領地の國庫の取り分を減らすことで利益を得ている。その際に、イスターンをカティーアにするという規約の変更による大規模な削減と、（おそらくイスターンにおける）ムカーサマの比率／タスクの軽減という小規模な削減が行われていたのである⁵⁴。

一方、前イスラーム期より一貫して農村を支配してきたディフカーン *al-dihqān* 層は、基本的にアッバース朝前期にその勢力を失ったと考えられてい

⁴⁹ *al-Būzjānī*, p. 278.

⁵⁰ 佐藤次高『アラブ社會』30頁。

⁵¹ *al-Wuzarā'*, pp. 257-258.

⁵² *al-Wuzarā'*, p. 277.

⁵³ *al-Wuzarā'*, p. 286.

⁵⁴ タスクに関しては、ミサーハの場合もあり得る。

るが、それに代わって農村を支えたのがターニー *al-tānī* と呼ばれる中間地主層であった。そして、これら中間地主者層も、書記の買収によって「彼の脱穀場におけるムカーサマ *muqāsama baydar la-hu* を、重い規定 *rasm thaqīl* から軽い規定 *rasm khafif* に変更する」文書を偽造したり⁶⁵⁾、アブー・アルアッバースの脱穀場の比率を逆手にとって自領地にも同率の施行を認めさせるなど、様々な手段で比率の軽減を試みたのである。書記官を買収した男は、ふだんから多くの書記に恩恵を与えており、書記たちも便宜を供與していたため、書類の偽造犯探しが始まるという話がいち早く傳わると「彼らは皆、(證據書類を) 破り捨てたり、書類つづりから取り出して、便所に投げ捨てたり、グラームに持ち出させたり、靴の下に隠したり、地面に埋めたりした」という狂亂状態に陥ったという⁶⁶⁾。

これに對して、分配率を重くされることも多かった。

ディヤール・ラビーウ地方のターニー(中間地主層)や農民 *al-muzārī'ūn* はマザーリム法廷にいくつかの提訴を行ったが、その中で、彼らのダイアにおけるウシュルの権利 *ḥaqq al-a'shār* を4倍に増やされた '*alā al-tarbī'* ことを訴えている⁶⁷⁾。10分の1の4倍は10分の4なので、ほぼ軽減されたイスターンの分配率と同じといってよいであろう。實質、カティーアからイスターンへの變更に等しい。

またバグダード近郊のタリーク・ホラーサーン *Ṭarīq Khurāsān* 地域、カルワザー *al-Karwadhā* 地域、ナフル・ビーン *Nahr Bīn* 地域には、ムハンマド・ブン・ジャーファル・アッターイー⁶⁸⁾ *Muḥammad b. Ja'far al-Ṭā'i* によってイスターンとカティーアの賦課を軽減された規約 *mu'āmara maḥṭūṭa al-wadā'i'* が存在していた。しかし296/908-9年には、宰相イブン・アルフラートが、ひとつの地域に異なったタスクが存在してはいけない *lā ṭusūqān muta-fāwītān* という法學者の判断を根據として、その規約の廢棄と完全なタスク

⁶⁵⁾ *al-Wuzarā'*, p. 218.

⁶⁶⁾ *al-Wuzarā'*, p. 221.

⁶⁷⁾ *al-Wuzarā'*, p. 363.

⁶⁸⁾ ムータディドの治世の初期に、Sary al-Furāt wa Dijla, Jukhā, Wāsiṭ, Kaskar, Tasāsij Nahr Būq, al-Dhibayn, Ṭarīq Khurasān の諸地域の徴税請負を行っていた (*al-Wuzarā'*, p. 15)。

akmāl ṭusūqhu でのハラージュの徴収を命じている⁶⁹。実際には、他の地域においてもタスクの軽減、すなわちイスターンの軽減は頻繁に行われていたものであり、この地域のみが軽減を廃棄される根拠とはならない。この軽減された規約の廃棄は、事実上のムカーサマの加増である。

このように、政治的・経済的な影響力を持たない人々は合法的にも、非合法的にも國庫の取り分を加増される可能性があった。そして、合法的な加増にしたところで、その理由付けは實態にはそぐわない法學的な根拠にすぎない場合もあったのである。それは、あくまで爲政者側の恣意に基づいた合法化であった。

「農民に對する善政はその收入 irtifā‘-hu を増やす。この場に、私の意圖が分からずに揚げ足を取る者がいる心配さえなければ、私は完全なイスターンのムカーサマから min muqāsama al-tāmm, 1 クルル fī kull kurr につき 3 カフィーズ tharātha aqfāza を耕作者 al-muzārī‘in に對して軽減するのだが」⁶⁹

イブン・アルフラートのこの言葉は、結局のところ、弱者に對する國庫の取り分が、政治狀況そのものによって、決定される状況をよく示している。

4 國庫の取り分に對する政治的正當性の對立

(1) 國庫の取り分の凍結と追徴

從來から指摘されているように、一部の有力者たちや地方に割據した地方支配者は、國庫の取り分の支拂いを合法的、もしくは非合法に停止することがあった。

第17代カリフ・ムクタフィー al-Muktafi の時代に、宰相アッパース・ブン・アルハサン al-‘Abbās b. al-Ḥasan はカリフに對して、イブン・アルフラートなどの書記たちが「御上のダイア ḍiyā‘ li al-sultān」を蠶食していることを知らせ、「彼らには、それによって逮捕されて然るべき國庫の取り分を支拂

⁶⁹ *al-Wuzarā’*, pp. 258–259. この場合の wadā‘i’ とはタスクを意味している。

⁶⁹ *al-Wuzarā’*, p. 223.

う義務がある ‘alay-him min ḥuqūq bayt al-māl mā yuḥtaj ma’a-hu ilā al-qabḍ ilay-him」と進言した。これを知ったイブン・アルフラートは、アッバース・ブン・アルハサンを訪ねて、國庫の取り分に對して彼の代理人たち wukalā’-hu がやったことを知らなかったと釋明し、その穴埋めとして3萬ディーナールを支拂ったという⁶¹⁾。

この場合、確かにイブン・アルフラートは自らの權勢を利用して御上のダイアを蠶食し、それに對する國庫の取り分を支拂っていなかったわけであるが、しかし、同時にこの行爲が宰相によって、「逮捕に値する」國家に對する犯罪行爲と認識され、また最終的にイブン・アルフラートは3萬ディーナールを追徴されていることが注目される。

同様の事例として、312年/924-5年にイブン・アルフラートが第3期めの宰相から失脚した後に受けた審問の例がある。そこで彼は、アリー・ブン・イーサーが10年間に40萬ディーナールしか収入を挙げられなかったダイアから、わずか11箇月で100萬ディーナールの収入を挙げたことを指摘され、その理由は彼が私領主の取り分 ḥaqq al-raqaba に國庫の取り分を加えて徴収したからであると彈劾された⁶²⁾。結果として、イブン・アルフラートは財産沒收の上、處刑されたのである。國庫の取り分の蠶食はあくまで、國家の權利の侵害であり、正當な監査や政治的立場の弱體化に伴って追徴されるべきものであった。いわば、國庫の取り分は、一時的に留保状態におかれたとしても、嚴然として存在することが認識されていたのである。

また、やはり同じイブン・アルフラートが2回目に宰相位に就任した際に、彼は以前に沒收されたダイアの返還の他、年1000ディーナールの支拂いで國庫の取り分を免除される特權（イーガール iḡhār）を得ていた⁶³⁾。しかし、306年/

61) *al-Wuzarāʾ*, p. 251.

62) *al-Wuzarāʾ*, p. 66. 一方 *Miskawayh*, I, p. 133 は、イブン・アルフラートが御上のダイアの權利 ḥuqūq diyāʾ al-sulṭān を自分のダイアに加えたと彈劾された、と傳えている。これも十分考えられることであるが、『宰相史』と『諸民族の経験』が同一情報を收録する場合、往々にして『宰相史』の情報の方が、詳細かつ正確である（例えば *Miskawayh*, I, p. 108 では支離滅裂な情報が *al-Wuzarāʾ*, p. 316 によって正しく理解される）ことを考えれば、『宰相史』の記事の信憑性は高いといえよう。

63) *al-Wuzarāʾ*, pp. 36-37.

911年に罷免されると、今度は審問において、宰相任期間の俸給、同期間のダイア収入、ダイアにおいて免除されていた國庫の取り分の返却を求められている。すなわち、たとえ合法的な免除であろうとも、國庫の取り分は假に凍結されただけであり、本質的には残存しているものと考えられていたのである。そして政権交代の激しい時代には、このような権力の失墜は簡単に発生し、一時的に停止された國庫の取り分もまた、案外簡単に追徴されることとなる。

宰相アブー・アリー・アルハーカーニー Abū ‘Alī al-Khāqānī は、放漫行政の中で賄賂と引き替えに免税特権（タスウィーグ）を安易に亂發したが、わずか數年でアリー・ブン・イーサーに回収されている⁶⁴。また、アリー・ブン・イーサーの作成した306/918-919年の豫算表に記載されているムーニス・アルハーディムのタスウィーグも⁶⁵、彼の財産がすべて沒收され離叛者沒收財産廳が創設されたときに、當然沒收され、タスウィーグとしての特権は剝奪されたものと考えられる。このように、タスウィーグなどの免税・減税特権は、保持者の政治的影響力の低下とともに、すぐに消滅し、それに對する國庫の取り分も回復されるのである。タスウィーグに関してはカーエンもまた、一時的に成立するものにすぎないと考えている⁶⁶。

さて、ここで注目すべきは、このような追徴が、果たして正當なものであるかどうかについて、國家と私領主の見解が食い違うことがあることである。以下のアリー・ブン・イーサーの私領地に對する追徴は、そのような國家と私領主の關係を明確にうかがわせる。

311年/923年に宰相イブン・アルフラート（第3期）は監査を行い、前宰相ハーミド・ブン・アルアッパース Ḥamid b. al-‘Abbās の補佐として實際の行政を擔當していたアリー・ブン・イーサーに對して30萬ディーナールの支拂いを課すこととなった。そこで両者はその財産沒收に關する條件を話し合ったが、その際アリー・ブン・イーサーのダイアにおける國庫の取り分 ḥaqq bayt al-māl fi ḍiyā‘ ‘Alī b. ‘Īsā に話が及んだ。するとアリーは、（イブン・アルフラ

⁶⁴ *al-Wuzarā’*, pp. 286, 302-303.

⁶⁵ von Kremer, op. cit., pp. 306-318.

⁶⁶ Cahen, Cl., “Review of Løkkegaard, F., *Islamic Taxation in the Classic Period*”, *Arabica*, vol. 1, 1954, p. 351.

ートの) 徴税官たち al-‘ummāl が(不當に)アリーのダイアにおける國庫の取り分を増やし、それがアリーによる御上への不拂い fi tajayyuf-hu al-sulṭān の分であると言っていると抗議した。これに對してイブン・アルフラートは、部下や自分の仕事にケチをつけられるのは我慢できないとしつつ「もし徴税官たちが國庫の取り分を30萬ディーナール徴收すべきだとしていれば、自分は財産沒收 muṣādara という手段に頼らなくとも、あなたの私有地 milk-ka に對する國庫の取り分として、その額を手にすることができたではないか。」と反論した。その一方でイブン・アルフラートはアリーに結局讓歩して、2萬ディーナールの免除 istithnā’ を認め⁶⁷⁾、「徴税官たちがアリーに對して(國庫の取り分の差額徴收を行うときには)、アリーのダイアやワクフ地における國庫の取り分の不拂い額が、彼がその地を入手したときから現在までの總額で1000ディーナールから2萬ディーナールまでの場合、その不拂い分は正義と公正と(イブン・アルフラートとアリーの)合意を妨げることがないものとして、財産沒收 muṣādara の金額に含まれる(別個に徴收されることはない)。一方、(2萬ディーナールを)越えた分はそれに含まれず、財産沒收の支拂いの後に徴收される」と通達した⁶⁸⁾。

この事例においては、政權から失脚したアリー・ブン・イーサーは、ムータディド時代に監査を受けたイブン・アルフラートと同様に、敵對的な徴税官によって國庫の取り分を増やされている。そして、この場合重要なのは、この割り増し算定を徴税官による不當な行爲とみなすアリー・ブン・イーサーに對して、イブン・アルフラートの側はあくまで、これをアリー・ブン・イーサーによる不當な不拂いに對する追徴であるとの立場を崩していないことである。

自分の私領地における國庫の取り分を低く設定し、それを正當な額とみなすアリーと、より高額な取り分を想定し、その差額はアリーによる國庫の取り分の侵害/不拂いであるとみなすイブン・アルフラートの對立は、結局のところ、どちらが正しいかという問題ではなく、兩者の力關係と政治的なバランス

67) 森本公誠氏によれば、アッバース朝財政におけるイスティスナーとは、政府穀物賣却の際の利權料のことを言う(『エジプト税制史』428—429頁)が、ここではそのような意味ではなく、單なる徴税免除額を意味している。

68) al-Wuzarā’, pp. 320—321.

感覺によっていると考えられる。それゆえに、この場合は、イブン・アルフラートの側が、あくまでアリーによる侵害という自らの主張を保持しつつ、2萬ディーナールの追徴免除という措置で、両者の妥協を圖っているのである。

このように、政權擔當に関わるような有力者においては、しばしば國庫の取り分の停止や減額が行われたが、その失脚に伴って追徴や増額が行われ、最終的な取り分の設定はあくまで政治的なテクニックの問題としてまかされていた。有力者が大土地所有を背景として免税特権を入手し、國家財政を蠶食するという見方は、ある側面では正しいが、それと同時に免税地、減税地においても、結局のところ國庫の取り分は凍結して存在し、政治状況に應じて直ちに復活／回収される側面も存在した。しかも、その際には免税／減税の既得権を正當とする側と、回収／増税を正當とする側が、客觀的な判斷基準もなく對立し、雙方の主張を政治的な手法で解決したのである。

(2) 正當性の對立と書記術

今までみてきたように、國庫の取り分は徴税官や私領主の行動によって、本來の分配比率から重くも軽くもなり得た。また有力者の場合には、國庫の取り分そのものを實力によって停止したり、イーガールやタスウィーグといった公的な手段によって、削減／停止することも可能であった。

しかし、一方で有力者の國庫の取り分は、その政治的影響力の低下とともに、凍結を解除されて追徴され、また、その追徴額自體も、その正當性をめぐって政治的な手段で決定されるものであった。これと同様に、領主や徴税官による不當な取り分の加増にたいして、耕作民や領主が國家に對して訴えを起こすのが、マザーリムであり、それを裁くマザーリム法廷であった。

法學的には、カーディー qāḍī の裁くシャリーア shari'ā 法廷はシャリーアに関わることしか扱うことができない。ハラージュの額はシャリーアが定めたものではないため、ムカーサマの配分の問題はマザーリム法廷で扱うことになる。ここにも、超現實的な理論としての法學と現實のギャップを埋めるものとして「書記の規則」が登場する必然性が存在していた。そして、ここで注目すべきは、先ほどのディヤール・ラビーウの例で、ウシュルの4倍の増額とい

う、本来シャリーアで定められたザカーの額の變更が、マザーリム法廷に訴えられていることである。このこともまた、すでにカティーアのウシュルの性格が、法學的なザカーではなく、書記術的なムカーサマの配分額として處理されていることを示す傍證となろう。

このマザーリム法廷は、徴税の現場で生じる國家の不正に對抗する、事實上唯一の公的な手段であった。しかし、その最大の特徴は、その實行者が本來のカリフから、現實の國家の施政を擔當する宰相と、それを支える書記／官僚群に移行していたことであろう。このことは、以下の例が如實に示している。

宰相カースィム・ブン・ウバイドッラーの時代に、書記だったイブン・アルフラートはマザーリム法廷を擔當していた。そこへ、元の徴税官ターイーによって規定を重くされた *rasm thaqqala-hu ‘alay-hi al-Ṭā’i* 人物があらわれ、昔の軽い規定 *rasm qadīm khafif* に戻すように訴えた。これに對してイブン・アルフラートは、これはターイーが、公正 *al-‘adl* と信頼 *al-thiqa* と、耕作地整備への洞察 *al-basīra bi asbāb al-‘imāra* をもって決めたことであり、これによって財政が豊かになり、状況がよくなり、人々が彼をたたえ、物事がたちゆくようになったのであるから、これを變えるわけにはいかない、として訴えを却下した⁶⁹。

一方、また別の時に、別の人物があらわれて、ターイーによって輕減された規定 *rasm al-Ṭā’i* を實行するように訴えた。これは、ターイーが、そのダイアはそれ以上の負擔に耐えられない *al-ḡay‘a lā taḥtamil ghayr-hu* と判斷して、重い規定から輕減したもの *rasm thaqīl khaffafa-hu al-Ṭā’i* であったが、その後反對にあって元に戻されたのであった。これに對してイブン・アルフラートは、ターイーはアブー・バクル *Abū Bakr* やウマル *‘Umar* やアリー *‘Alī* ら正統カリフたちのような、我々がその事跡に従うべき人物ではなく、徴税請負人 *ḍāmin ‘amal* でしかない。彼は自分の意見を都合の良いように判斷した *ra‘aya mā ra‘a-hu ḥazzān li nafs-hu* のであって、御上 *al-sulṭān* が彼の決定に従う必要はない、として訴えを却下した⁷⁰。

⁶⁹ *al-Wuzarā’*, pp. 123-124.

⁷⁰ *al-Wuzarā’*, p. 125.

このふたつの裁定にみられるのは、驚くべき論理の柔軟性・恣意性である。既述のように、イブン・アルフラートは、ターイーが軽減したタリーク・ホラーサーン等の地区のタスクを「完全なタスク」に戻しているが、法學に基づいたこの際の論理も、他の二例の論理となんら変わらず、あくまで彼の政治目的（財政保全）を達するための政治的口實でしかなかった。

このようなイブン・アルフラートの措置を回顧して、宰相になったばかりのイブン・ムクラ Ibn Muqla は「彼は両者に二枚舌を用い *bi lisān ghayr al-lisān al-ākhar*, 財政を緊縮し *shuḥḥ ‘alā al-amwāl*, 護ったのである *ḥifẓ la-hā*」と評した。彼は、宰相としてのイブン・アルフラートを「現世と王國から重荷を投げかけられ、それを持ち上げた人物」と稱揚し、自分たちはそれを見習って育ったのであり「宰相の仕事 *‘amal al-wazīr* とは卑賤なもの *dhalīl* である」と語ったという⁷¹⁾。

つまるところ、マザーリム法廷は國家の不正を暴き、弱者を保護する機關ではなく、國家の國益を守り、そのために不都合な因子（例えば、國益に害を與える行動をとる徴税官）を排除する機關なのであった。逆に言えば、何が國益であるかの基準によって、マザーリム法廷の判断の基準も大きく変わり得たのである。

マザーリム法廷とは異なるが、何を國益と考えるかによって基準が大きく変わりえることを示す好例が存在する。それは、イブン・アルフラートの徴収した賄賂の性格についてである。

イブン・アルフラート第2期宰相罷免後の審問において、アリー・ブン・イーサーはシリアの總督であったマザーラーイー *al-Madhārā’ī* を通じて、イブン・アルフラートを糾弾した。彼は宰相第1期の4年間に、毎月1萬ディーナール（計44萬ディーナール）の賄賂 *al-marāfiq* を受け取り、また第2期には賄賂廳 *diwān al-marāfiq* を設けて、受け取った賄賂をカリフに送付していたのである。また、マザーラーイーはイブン・アルフラートが第1期に75萬ディーナールを徴収したエジプトの穀物賣却利權料 *māl al-istithnā’* を、アリーは4年間に年10萬ディーナール（計40萬ディーナール）しか徴収しなかったことを證

⁷¹⁾ *al-Wuzarā’*, pp. 123, 125.

言した⁷²。

これに對してイブン・アルフラートは逆に月1萬の賄賂について、マーザラーイーはアリーの宰相時にも「これらが當然徴収されるべき金 *amwāl wājib istikhraj-hā* であることを認識していたはずである」⁷³と主張し、「もしおまえがアリーにその期間の賄賂 *al-marāfiq* を送金していたのなら、アリーに（それをカリフに辨済する）義務がある *'alay-hi* のであり、もし送金していないのなら、おまえにその義務がある」と指摘した。さらに彼は、自分の任期とアリーの任期では規則 *ḥukm* が同じであるので、アリーの任期45箇月の賄賂（45萬）プラス穀物賣却利權料の差額（35萬）の合計80萬ディーナールをカリフに支拂う義務がある *wājib li Amīr al-Mu'minīn* と主張したのであった⁷⁴。

ここでは、すでに、賄賂の徴収を不正として弾劾するアリーと、賄賂の徴収を義務と考えるイブン・アルフラートの國益をめぐる對立がみられるが、次の例では、これがさらに明確になる。

ハーミド・ブン・アルアッパース宰相罷免後の審問で、新宰相イブン・アルフラートは實質の國政擔當者であったアリーに對して、その施政を批判し、「私が宰相第2期にカリフに送った *mā kuntu aḥmilu-hu* 毎月4萬5000ディーナール（の賄賂）」を送らなかったのは「おまえが着服した *iḥtajanta li nafs-ka* か、怠慢 *tafriṭ-ka* によって損失した *aḍa'ta-hu* かである」と糾弾した。これに對してアリーは、「あなたが送った4萬5000ディーナールの賄賂 *kunta taḥmilu-hā min al-marāfiq* に関して言えば、徴税官たちに對する賄賂（の徴収）についてあなたと同じ意見を持ったことがない」「それは（國庫の）取り分 *al-ḥuqūq* に害を與え、村々 *al-bilād* を荒廢させ、農民 *al-ra'īya* に不正 *ẓulm* を及ぼす道 *ṭarīq* である」と答えたのである⁷⁵。

ここにおいて賄賂の徴収は、農村に被害を及ぼす不正と、カリフに對する義務としての公正の閒を揺れ動いている。アリーにとってはその徴収が不正であり、イブン・アルフラートにとってはその不徴収が怠慢である。両者は農村振

⁷² *al-Wuzarā'*, pp. 106–107; *Miskawayh*, I, p. 61. 賄賂廳については *Miskawayh*, I, p. 42.

⁷³ *Miskawayh*, I, p. 61.

⁷⁴ *al-Wuzarā'*, p. 107.

⁷⁵ *al-Wuzarā'*, p. 216; *Miskawayh*, I, p. 108.

興中心政策と國家財政中心政策の路線で對立し、どちらを國益とするかで賄賂の性格も異なる⁷⁶。その判斷基準は存在せず、ただ彼らの政治力のみがその性格を決定しているのである。そして、イブン・ムクラの評價や「イブン・アルフラートはアリー・ブン・イーサーよりも王國の政治には適している」という宰相ハスィービーの評價にみるように⁷⁷、多くの宰相たちの支持を得たのは、イブン・アルフラートの「卑賤な」現實路線であった。

マザーリム法廷における裁定基準や、國庫の取り分の認定においても、結局は同様の現象をみることができる。

アリー・ブン・イーサーは、ファールス地方の不正な追加税徴収と果樹栽培農民への課税漏れに抗議する穀物栽培農民の訴えを容れて、追加税を廢止し、果樹栽培農民に對しては輕減されたハラージュを賦課した⁷⁸。また、既述のディヤール・ラビーウのターニーや耕作民による訴えにおいても、クーファの果實賣却のムカーサマ施行に關する訴えにおいても、アリー・ブン・イーサーは農村振興策の路線をまもり、徴税官に不正の是正を指示している。

これに對してイブン・アルフラートらは、ターイーの例にみるように基本的に私領地における分配を政府に有利に固定化する一方で、官僚たちにとって、特殊な正當性があると考えられる場合には、特別な配慮を行うことがあった。

元宰相アッバース・ブン・アルハサンの従兄弟である男が、最初身元をあかさずにイブン・アルフラートに、月15ディーナールの支給を命ずる文書の實行を依頼したところ、イブン・アルフラートは齒牙にもかけず、男の逮捕と處罰を命じた。しかし、彼がその身元をあかすと、イブン・アルフラートの態度は豹變し、一轉し支給の實行と3000ディルハムの前渡しが決定されたという⁷⁹。

また、元宰相ムハンマド・ブン・ダーウドの息子の妻であり、アリー・ブン・イーサーの妹のアスマー Asmā' の生活が困窮したときには、上申によつ

⁷⁶ アリー・ブン・イーサーが農村振興を國政の基本と考えていたことについては、Bowen, H., *The Life and Time of 'Alī ibn 'Isa*, Cambridge, 1928 を參照。

⁷⁷ *al-Wuzarā'*, p. 98. 一方、アリー・ブン・イーサーは宗教心に優れ、高潔で、金にきれいで、作文能力においてはイブン・アルフラートの及ぶところではないと評されている。

⁷⁸ *al-Wuzarā'*, pp. 366-372; *Nishwār*, VIII, pp. 120-130.

⁷⁹ *al-Wuzarā'*, p. 224.

てイブン・アルフラートがムハンマド・ブン・ダーウドのダイアの返還と毎月の生活費の支給を決めている。ところが、アリー・ブン・イーサー自身は宰相に就任すると、妹に対するこれらの特別処置を取りやめてしまっている⁸⁰。

さらに、バグダードのターリブ家のアブー・アブドッラー・アルムサウィー Abū ‘Abd Allāh al-Mūsawī が、マザーリム法廷にダイアの侵害を告訴したところ、宰相イブン・ムクラが小麦20クッル、大麦20クッルを現物補填した。これを参列者をはじめ、アリー・ブン・イーサーも褒め稱えたが、これに對してイブン・ムクラが「なぜ、あなたはご自分の宰相時にこうされなかったのですか」と訊ね返したところ、「神よ、宰相を護り賜え」と答えて去ったという⁸¹。

これらによって分かるのは、イブン・アルフラートらの宰相たちが、宰相の血縁やターリブ家のものなどに對する特別措置を、一定の正當性を持つものとみなしていたことであり、ここでもアリー・ブン・イーサーは、私人としての感想はともかく、宰相としては、そのような措置の正當性を認めていなかったということである。そして、このようなイブン・アルフラートらの正當性の感覚が、自由に用いられた場合、イブン・アルフラート兄弟のようにマザーリムの當事者性を自らの權益の保全に用いることもあり得た。

彼らが多くの御上のダイアを蠶食して、その分配率を下げたのは既に述べたとおりであるが、これに對するマザーリムへの告訴を、當の書記官アブー・アルアッバースが口實を設けて、度々その引き延ばしを圖り、ついには原告によって「どうして（不正によって利益を受けている）當のアブー・アルアッバース本人が」自分のために不正を行っている徴税官の召還に應ずることがあろうか、と非難されている⁸²。

また、イスタンに變換されそうになった元ズバイダ所有のカティーアについて取り扱ったイブン・アルフラートは、その地がカティーアであることを確定したが、實は、その私領地の一部は、共同所有地 *wa hum shurakā’i* としてイブン・アルフラート本人の所有するところとなっていた⁸³。

⁸⁰ *al-Wuzarā’*, p. 166.

⁸¹ *al-Wuzarā’*, p. 353.

⁸² *al-Wuzarā’*, p. 276.

⁸³ *al-Wuzarā’*, p. 242.

このように、マザーリムの裁定は、明らかにマザーリムの当事者自身の利益となることがあった。その意味では、マザーリム法廷の主催者である官僚群は、國益の代表者であると同時に、最大の受益者でもあったのである。

先に述べたアリー・ブン・イーサーの國庫の取り分の追徴の場合には、國益としてアリーの取り分を不拂いとして徴收しようとするイブン・アルフラートと、自らの利益を守るため當初の額を正當とするアリーが對立した。その對立の中では、追徴額は正當な不拂い徴收とも、不當な加増とも性格付けする事が可能であった。

これらの状況を俯瞰して考えると、ハラージュ地、ウシュル地という法學的な規則が、イスターンとカティーアというムカーサマの分配比率をめぐる書記の規則へと變換され、そのような書記術のテクニックをも用いながら、國家の官僚群が、獨自な正當性の感覺を元に、あらゆる階層の私領地に對する國庫の取り分を確保または削減し、さらに、獨自の基準と政治的な手段に基づいて、國家と私領の相互關係を決定していたことがうかがえる。

このような状況は、特に、どの官僚がその時點でもっとも政治的影響力を保持しているか、によって大きく左右された。より強い影響力をもつ人物の保持する正當性の論理が、その時期の國家と私領主の關係を決定するのであり、そして、アッバース朝の後期の混亂した政治状況では、その有力者の影響力がたえまなく増減したのである。いわば、政治状況と、國家／私領主關係が常に連動し、それがさらに次の流動性をもたらすものとなったといえよう。

5 お わ り に

最後に、國家と土地の私有の關係について、以上の論點を踏まえてもう一度考えてみたい。

アッバース朝國家においてこのような關係を検討する際に問題となるのが、土地の私有に關する概念の特殊性である。すなわち、ムスリムからの租税徴收を實行するために國家的土地所有理論を發達させたアッバース朝において、理論的には土地は國家のものである。しかし、現實的には「土地の主 arbāb al-

ard』という言葉が示すように土地はまず農民のものであり、また地主のものであって、その事実上の所有権は彼らに存在していた。前稿「アッバース朝法學史料における土地のラカバと用益権」において検討したように、法學的にはこのような曖昧な用益権／所有権はラカバと呼ばれている。しかし、法學的議論はどうあれ、現實と理論の上で所有権が食い違っていたことは、「私領地」概念にもまた、揺らぎをもたらしことになったと思われる。

この現實の土地所有のあり方と法學理論の食い違いに由來する混亂に拍車をかけたのが、現實と法學理論の妥協を圖るべく生み出された、「書記術の規則」の存在である。

國家の所有するハラージュ支拂いのアンワ地と個人の所有するザカー支拂いの私領地という法學的對立は、「書記の論理」による、ハラージュ支拂地の私有化の進行と、分配比率の變動によるウシュルのザカー性の喪失のなかで、現實的な意味をもたなくなった。

ファールス地方の果樹栽培者にミサーハのハラージュを賦課する際には、果樹栽培者たちは、そこが私有地 *amlāk* であり「ハラージュを賦課されると *matā iltazamat al-kharāj* 土地の價值がなくなってしまう *baṭalat qimat-hā*」といって抵抗した⁶⁴⁾。ムカーサマのサワードの場合にも、もともとハラージュ支拂いかウシュル支拂いかの違いしか存在しなかった自作農地においては、分配率の變動によって國有地と私有地の違いは限りなく意味を失っていったであろう。

このようななかで、法學理論としての國家的土地所有理論は、書記術による税率配分決定のさいに緊急出動的に根據を與える便利な道具にすぎなかったといえよう⁶⁵⁾。現實には、そのような配分や國庫の權利の徴収は、その時期の政權を構想する政策集團と私領主との關わり、特に政治的影響力の大小や正當性の主張の中で決定されたのである。

そして税收イクターや徴税請負のような「國庫の取り分」を軸とする徴税業務は、このような私有權の曖昧になった土地に、私有・國有の差を無視して土

⁶⁴⁾ *al-Wuzarā'*, p. 368.

⁶⁵⁾ *al-Wuzarā'*, pp. 365-368. ここではアンワ地であることが、ハラージュ課税の根據として用いられている。

地への支配力を貫徹させるには最適であったと思われる。ブワイフ朝において軍事イクターがターニーなどの土地を吸収しつつ支配を確立していくには、このような側面も存在したものと考えられよう。

以上、本稿の考察の上で、おぼろげながらその姿をみせたのは、「恣意的」「長期的視野にかける」といわれたアッバース朝後期の財政業務が⁸⁹、官僚集團の力學と正當性への感覺／論理性のなかで、自分たちもまたその当事者である私領主との関係を含みつつ、複雑に變化していく過程であろう。本稿においては、書記／官僚と書記術のみに焦点をあわせたため、その過程を検討することはできなかった。軍人や商人、徴税請負人などを含んだ政治史的枠組みのなかで、この過程をとらえ直すことが次の課題となるであろう。

主な史料と略號

al-Būzjānī: Abū al-Wafā' al-Būzjānī, *Ta'riḥ 'Ilm al-Ḥisāb al-'Arabī*, A. Sa'idān ed., 'Ammān, 1971.

Futūḥ: al-Balādhurī, *Futūḥ al-Buldān*, 'Abd Allāh & 'Umar Anīs al-Ṭabbā' ed., Bayrūt, 1987.

al-Ḥawī: Anonim., *Kitāb al-Ḥawī li al-A'māl al-Sulṭāniya*, MS. Bibliothèque Nationale, Arabe 2462.

Kharāj: Abū Yūsuf, *Kitāb al-Kharāj*, Bayrūt, 1979.

Mafātīḥ: Abū 'Abd Allāh al-Khuwārizmī, *Mafātīḥ al-'Ulūm*, G. Van Vloten ed., Lugduni-Batavorum, 1968.

al-Māwardī: Abū al-Ḥasan al-Māwardī, *al-Aḥkām al-Sulṭāniya wa al-Wirāya al-Dīniya*, 1985 (trans., Wahba, W. H., *The Ordinances of Government*, UK, 1996; 湯川武譯「統治の諸規則」『イスラム世界』19號1981年, 22號1984年, 27・28號1987年, 31・32號1987年).

Miskawayh: Abū 'Alī Aḥmad Miskawayh, *Tajārib al-Umam*, 2vols., H. F. Amedroz ed., al-Qāhira, 1914-15.

Nishwār: Abū 'Alī Muḥsin al-Tanūkhī, *al-Nishwār al-Muḥāḍara*, 'Abbūd al-Shalījī ed., 8vols. Bayrūt, 1971-73.

Takmila: Muḥammad b. 'Abd al-Malik al-Hamadānī, *Takmila Ta'riḥ al-Ṭabarī*, al-Qāhira, [1990].

Tāriḥ-i Qumm: Ḥasan b. Muḥammad b. Ḥasan al-Qummī (trans. to Persian,

⁸⁹ John Donohue, S. J., "Land Tenure in Hilāl al-Ṣābi's Kitāb al-Wuzarā'" in Khalidī, T. ed., *Land Tenure and Social Transformation in the Middle East*, Beirut, 1984, pp. 122-124; Løkkegaard, op. cit., p. 87.

Ḥasan b. 'Alī al-Qummi), *Kitāb Tārīkh-i Qumm*, Jalāl al-Dīn Tihrānī ed., Tehran, 1341 A. H.

Qudāma: Qudāma b. Ja'far, *al-Kharāj wa al-Ši'nā'a al-Kitāba*, M. H. al-Zubaydī ed., Baghdād, 1981 (trans. Ben Shemesh, A., *Taxation in Islam*, vol. 2, Leiden, 1965).

Wuzarā': Hilāl al-Šābī, *Ta'rikh al-Wuzarā'*, 'Abd al-Sattār Aḥmad Farrāj ed. al-Qāhira, 1958.

These consisted of (A) some four million *guans*, (B) some one million *guans*, and (C) some two million *guans*. Besides, there were the miscellaneous monetary receipts up to some one million *guans* collected in the metropolitan area. Only in accordance with statutory directions the local governments saved and used several times as much money as the central government.

‘THE RIGHT OF THE STATE TREASURY’ ON PRIVATE ESTATES IN THE ABBASID PERIOD

SHIMIZU Kazuhiro

It is widely accepted that in the later ‘Abbāsīd period, many landed estates had been formed by way of purchase, reclamation, contribution and enclosure. Most of the landholders made every effort to the land tax, as they tried either to be exempted from it or to be permitted to pay a decreased fixed sum. As a result, the government gradually lost its ability to collect the tax, which led to increased local power and eventually to independence. It also opened the way to the establishment of the military *iqṭā’a* system in the Buwayhid period.

But I suppose that it is not appropriate to underestimate the tax collecting ability of the ‘Abbāsīd government. While landholders tried to escape from the tax levy, the government had assigned *ḥaqq bayt al-māl*, or ‘the right of the state treasury (i. e. the land tax)’ to almost every estate, and made actual effort to collect this tax. We must therefore investigate how the value of these taxes were estimated and levied.

In the *Sawād* district in Iraq, the *Kharāj* or land tax had been raised as a fixed percentage taken from the output of crop (*muqāsama*). In this system of taxation, two different types of percentages were used. These were called *istān* (50 percent or half of the output) and *qaṭī’a* (10 percent or one tenth of the output). The percentage called *qaṭī’a* is equivalent to ‘*ushr* (the tenth) which, in accordance with Islamic law, was imposed upon private estates in the form of alms (*zakā*’). But aside from the legal theory, government officials created another logic in which *qaṭī’a* (the

tenth) was calculated as the fifth of *istān* (the half). By using this logic, called 'the secretarial rule', '*ushr* (the tenth) which had its legal origin in alms was treated as a part of the *kharāj* or land tax because its one tenth became only a percentage of *muqāsama* taxation. Simultaneously the distinction of the legal status of state domains which pay *kharāj* as a land tax and personal domains which pay '*ushr* as alms had lost its meaning, as now the tenth had become a part of the *kharāj*.

At the same time, landowners and the state confronted each other in attempting to establish the most favorable tax conditions for themselves. Sometimes several influential landholders were privileged by a tax exemption or a tax decrease. But even in such cases, as they lost their political power, 'the rights of the State Treasury' had to be reimposed and reacquired by means of confiscation or governmental inquiry and trials. In these trials, landholders who regarded their privilege to be exempt from taxation or subjected to a reduced tax as a right and governmental officers who insisted on its confiscation as a proper means to revive 'the right of the State Treasury' showed keen antagonism without any objectivity. They eventually solved their confrontation by means of a political compromise.

THE FOOD SHORTAGE AND JAVANESE SOCIETY AT THE END OF 1910'S AND 1920

UEMURA Yasuo

The food situation in Indonesia worsened seriously due to the decrease of rice import from the end of 1910's to 1920. The Dutch Colonial Government tried to overcome the difficulties through increasing the food production and regulating its circulation. As a result, food crisis was avoided in Indonesia. In Java and Madoera the Colonial Government tried to restrict inter-regional rice trade, and bought up rice directly from the peasants for distribution. But when they fixed the maximum rice price and tried to force the traders to accept it, they met with stiff resistance. The maximum price was hardly followed and the "smuggling" of rice was in vogue. The fundamental reason for the resistance lay in the inconsistent policy of the